県営土地改良事業（櫛挽地区）土地改良事業の計画の概要の公告

県営土地改良事業（櫛挽地区）の施行申請をしたいので、土地改良法（昭和２４年法律第１９５号）第８５条の３第２項の規定により、下記事項を記載した書類とともにこの旨を公告する。

なお、県営土地改良事業施行の地区となるべき地域内にある農用地の所有者で、その農用地につき耕作もしくは養畜の業務を営まない者又は、この地域内にある農用地以外の土地を所有権以外の権限に基づき使用収益している者で、その農用地又は土地につきこの土地改良事業に参加しようとする者は、同法第３条の規定により令和８年３月２７日までに深谷市農業委員会に申し出られたい。

また、この土地改良事業の施行にかかる地域内の農地がこの事業の工事完了の公告の日（その公告において工事完了の日が示されたときは、その示された日）の属する年度の翌年度（その年度が到来する以前に知事が年度を指定する場合にあっては、当該指定にかかる年度）から起算して８年を経過しない間に転用された場合、当該転用農地につき、県が国から交付を受けた補助金及び県が負担した額につき、土地改良法第３条に規定する資格を有する者から特別徴収金を徴収する。

令和８年３月１３日

深谷市人見４８２番地
荒川中部土地改良区
理事長　小島　進

記

１　土地改良事業の計画の概要　・・　別紙のとおり

２　地元負担金（市町費）の予定額　・・　１４５，０２５千円
（事務費　１１，０７５千円を含む）

事業費の総額　・・・・・　９３７，３００千円

【内　訳】

国　費	・・・・・	４３７，８００千円
県　費	・・・・・	３５４，４７５千円
市　町　費（深谷市）	・・・・・	１１４，５７０千円
市　町　費（寄居町）	・・・・・	３０，４５５千円

３　地元負担金の負担方法　・・・・・・・深谷市及び寄居町で負担する

４　公告期間　・・・・・・・令和８年３月１３日から令和８年３月１９日